

令和七年十一月二十三日執行
鳴門市長選挙ポスター掲示場

鳴門市選挙管理委員会

5	3	1
6	4	2

注 意
ポスターは、指定された区画にはってください。
この掲示場は、鳴門市長選挙の候補者以外の
方は使用できません。
掲示場をこわしたり、ポスターをやぶったり
すると罰せられます。

備考
掲示場は、設置期間中の風雨に耐え得る構造のものとす。
各ポスター掲示区画は、おおむね縦横四十二センチメートル以上
とし、区画を明瞭に区分し、区画番号を明記する。